

一般廃棄物処理業者に対する行政処分について

株式会社丸石に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により、下記のとおり一般廃棄物処理業許可の取消処分を行いました。

記

1 被処分者

(1) 名称

株式会社丸石 代表取締役 鈴木ヒロミ

(2) 所在地

群馬県高崎市貝沢町1335番地の3

(3) 一般廃棄物処分業許可

ア 許可年月日 平成22年11月19日

イ 許可番号 第7号

ウ 事業の区分 中間処理（破碎、焼成）

2 処分の内容

一般廃棄物処分業許可の取消し

3 処分の年月日

平成25年4月22日

4 処分の理由

株式会社丸石は、平成24年6月30日から平成24年7月9日までの間に、自社所有地に廃棄物であるガラスくず約300tをみだりに投棄した。

このことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」といいます。）第16条の規定に違反する違反行為であり、法第7条の3第1号に該当し、かつ情状が特に重いとときに相当するため、法第7条の4第1項第5号に規定する許可取消し事由に該当する。